

国立大学法人滋賀大学学長選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第12条第6項の規定に基づき、国立大学法人滋賀大学(以下「本学」という。)の学長(以下「学長」という。)を選考するために必要な事項を定める。

(学長の資格)

第2条 学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、滋賀大学学長選考会議(以下「選考会議」という。)が別に定める基準により行わなければならない。

(学長の任期)

第3条 学長の任期は、本学の運営における中期計画の重要性に鑑み、その策定及び実施期間を考慮したものとする。

2 学長の任期は、6年とし、その始期は、中期計画期間開始の2年前とする。

3 学長は、再任されることができない。

4 学長が任期の途中で辞任、解任等により欠員となったときの後任の学長の任期は、前任者の残任期間とする。

(学長の選考機関)

第4条 学長の選考は、選考会議がこの規程及び選考会議が別に定める基準に基づき行う。

(選考の時期)

第5条 選考会議は、次の各号の一に該当することとなったときに、学長の選考を行う。

(1) 学長の任期が満了するとき。

(2) 学長が辞任を申し出たとき。

(3) 学長が欠員となったとき。

(4) 学長が解任されたとき。

2 学長の選考は、前項第1号の場合は任期満了の1か月以前に完了し、同項第2号から第4号までの場合は、その事由が生じたときに速やかに行う。

(選考の公示)

第6条 選考会議は、前条第1項の規定により学長を選考するときは、次に掲げる事項を公示しなければならない。

(1) 学長選考を行う理由

(2) 候補者の推薦受付の期間、学長候補者推薦書に係る提出先

(3) 投票期日、投票時間及び投票場

(4) 不在投票の期間、投票時間及び投票場

(5) 所信表明に関する質問受付の期間及び提出先

2 前項に規定する公示、第7条第4項、第9条第1項及び第11条第2項に規定する公表の場所は、選考会議が別に定める。

3 第1項の公示をもって、学長の選考において第9条第1項に規定する投票(意向聴取のための投票をいう。以下同じ。)のできる者(以下「投票資格者」という。)への通知とみなす。

(学長候補者の推薦及び公表)

第7条 学長候補者(以下「候補者」という。)の推薦は、次の各号に定めるところにより行う。

(1) 国立大学法人滋賀大学経営協議会から2名以内の推薦

(2) 国立大学法人滋賀大学教育研究評議会から2名以内の推薦

(3) 投票資格者10名以上からの推薦

2 前項第3号の規定により推薦を行う者は、候補者1名に限り推薦を行うことができる。ただし、推薦を行う者が前項第1号又は第2号に規定する審議機関の委員である場合は、当該機関が推薦する候補者と異なる候補者1名を推薦することができる。

3 第1項の推薦は、次に掲げる書類により行う。

(1) 学長候補者推薦書(様式第1)

(2) 学長候補者推薦者名簿(様式第2)

(3) 略歴及び業績等(様式第3)

(4) 同意書(様式第4)

(5) 所信表明書(様式第5)

4 選考会議は、候補者の推薦受付終了後、第1項により推薦された候補者の氏名を五十音順に公表するとともに、前項第1号、第3号及び第5号を投票資格者に公表する。ただし、代表者以外の推薦者の氏名は、公表しない。

(選考の運営)

第8条 学長の選考にあたり、候補者の意向聴取等の事務を行うために、選考会議の下に学長選考運営委員会（以下「選考運営委員会」という。）を置く。

2 選考運営委員会の委員（以下「選考運営委員」という。）は、選考会議が委嘱する次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 教員 6名（国立大学法人滋賀大学教育研究評議会規程第2条第1項第5号から第7号までの評議員のうちから2名を含む。）

(2) 事務職員 2名

3 選考運営委員は、候補者として推薦されたときは、選考運営委員を退かなければならない。

4 選考運営委員に欠員が生じた場合は、選考会議が委嘱する者をもって補充する。

5 選考運営委員会に委員長を置き、選考運営委員の互選によって定める。

6 選考運営委員会は、投票資格者の名簿を作成する。

7 前項の名簿の作成方法については細則で定める。

8 選考運営委員会は、第9条第1項の意向聴取事務が完了したときは、細則で定める意向聴取記録を作成して選考会議に報告しなければならない。

(意向聴取)

第9条 意向聴取は、公示日において本学の学長、理事、副学長、専任講師以上の教員、教育学部附属学校園の副校園長及び係長相当職以上の事務職員である者による投票を行い、得票数を公表する。

2 前項の投票は、無記名投票とする。

3 投票資格者が、本学の学長、理事、副学長、専任講師以上の教員、教育学部附属学校園の副校園長及び係長相当職以上の事務職員（以下、「教職員等」という。）でなくなったときは、第7条第1項第3号の推薦及び第1項の投票をすることができない。なお、第7条第1項第3号の推薦者となった者が、推薦後に教職員等でなくなった場合においても、同号の推薦は有効とする。

(休職者等)

第10条 公示日において次の各号に掲げる者は、投票資格者から除くものとする。

(1) 休職中の者

(2) 停職中の者

(3) 育児・介護休業中の者（部分休業中の者を除く。）

(最終候補者の選考)

第11条 選考会議は、意向聴取及び意向聴取後に候補者全員を対象に実施するヒアリングの結果を参考に、最終候補者を選考し、就任の交渉を行う。

2 選考会議は、最終候補者が学長となることを承諾したときは、最終候補者の氏名を公表する。

(不在の場合の意向聴取)

第12条 不在投票を行うことができる場合は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 投票当日に公務による出張その他やむを得ないと認める事由のため投票できない者で、学長又は学系長（保健管理センターにあっては所長、教育学部附属学校園にあっては教育学部附属学校園長、学部所属の事務職員にあっては学部長）の証明した者

(2) 疾病その他で投票当日に投票できない者で、医師の診断書により証明された者

2 前項の投票の方法は、細則で定める。

(代理による場合の意向聴取)

第13条 代理投票は、いずれの投票の場合も認めない。

(投票管理者、投票立会人)

第14条 投票管理者及び投票立会人については、細則で定める。

(開票)

第15条 開票は、細則で定める方法による。

(再選考)

第16条 第11条の最終候補者が学長となることを辞退したときは、第7条第1項によって推薦された候補者から当該予定者を除いて、改めてこの規程に基づき選考を行う。

(学長の解任)

第17条 学長の解任は、選考会議の議を経て、文部科学大臣に申し出るものとする。選考会議は、次の各号の解任請求があった場合速やかにその可否を審議しなければならない。

- (1) 選考会議委員総数の3分の1以上の署名によって学長解任の請求を求める議案が選考会議に提出された場合。
- (2) 第9条第1項に規定する意向聴取投票対象者の3分の1以上の署名によって学長解任の請求を求める議案が選考会議に提出された場合。
- (3) 教育研究評議会委員総数の3分の1以上の署名によって学長解任の請求を求める議案が選考会議に提出された場合。

(細則)

第18条 この規程の実施について必要な事項は、細則で定める。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか学長選考に関し必要な事項は、選考会議において定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、新たに選考される学長の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に学長である者の任期は、改正後の第3条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際、現に学長である者が再任され、その任期を満了したときの後任の学長は、中期計画の策定等を考慮し、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、任期を4年とし、その任期満了後は、改正後の第3条第3項の規定にかかわらず、1回に限り引き続いて再任されることができる。
- 4 この規程の施行の際、現に学長である者が再任され、その任期の途中で辞任、解任等により欠員となったときの後任の学長の任期は、中期計画の策定等を考慮し、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、2026年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和元年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月27日から施行する。

様式第1 (第7条関係) 学長候補者推薦書

様式第2 (第7条関係) 学長候補者推薦者名簿

様式第3 (第7条関係) 略歴及び業績等

様式第4 (第7条関係) 同意書

様式第5 (第7条関係) 所信表明書

様式第1(規程第7条3項の学長候補者推薦書)

様式第1 (第7条関係)

学 長 候 補 者 推 薦 書

年 月 日

学長選考会議議長 殿

推薦者

国立大学法人滋賀大学学長選考規程第7条の規定により、学長候補者として下記の者を推薦します。

記

1. 被推薦者：
2. 推薦理由：

(400字以内)

- *この学長候補者推薦書は、本様式により作成し、用紙の規格はA4縦とする。
- *国立大学法人滋賀大学学長選考規程第7条第3号の規定に基づき、学長候補者を推薦する場合は、「推薦者」欄に代表者を記入する。
- *この学長候補者推薦書の内容は、国立大学法人滋賀大学学長選考規程第7条第4項の規定に基づき、投票資格者に公表する。

様式第2（規程第7条3項の学長候補者推薦者名簿）

様式第2（第7条関係）

学 長 候 補 者 推 薦 者 名 簿

被推薦者 _____

No.	推 薦 者 氏 名	所 属 等	印
1	(代表者)		
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

- *この学長候補者推薦者名簿は、本様式により作成し、用紙の規格はA4縦とする。
- *10名を超える場合は、本様式に準じて追加しても差し支えない。
- *国立大学法人滋賀大学経営協議会及び国立大学法人滋賀大学教育研究評議会からの推薦の場合は、省略。
- *代表者以外の推薦者氏名は公表しない。

様式第3（規程第7条3項の略歴及び業績等）

様式第3（第7条関係）

略歴及び業績等

学長候補者の氏名	ふりがな 氏 名
生年月日（年齢）	年 月 日（ 歳）
現職	
学位、取得年月、大学名	
最終学歴	
主な職歴	
管理運営	
研究活動 1. 主たる研究分野 2. 所属学会及び学会活動 3. 著書・論文名（主要10編） 社会貢献活動	
受賞学術賞	
賞罰	
上記のとおり相違ありません。	
年 月 日	
氏名（自署） 印	

*この略歴及び業績等は、本様式により作成し、用紙の規格はA4縦とする。本様式は、各項目の記載内容に応じて、複数枚で作成しても構わない。

*この略歴及び業績等の内容は、国立大学法人滋賀大学学長選考規程第7条第4項の規定に基づき、投票資格者に公表する。

様式第3 履歴及び業績等の記載事項及び記入要領は、次の各号の例のように記入し、所定用紙（A4判2枚）内におさめてください。

1. 〔主な職歴〕についての記入例（大学勤務 継続の場合）

昭和〇〇年〇月 〇〇〇〇学校講師
〃 〇〇年〇月 〇〇大学准（助）教授〇〇学部
〃 〇〇年〇月 〇〇大学教授〇〇学部
平成〇〇年〇月 〇〇大学〇〇学部長（〇〇年〇月まで）
（注）役職は、部局長相当職，評議員等とする。

2. 〔管理運営〕についての記入例

主な職歴のうち、管理運営に従事した経歴を記載する。

3. 〔研究活動〕についての記入例

- ・（2. 所属学会及び学会活動）は、理事，監事，評議員等の要職を，次の例のように記入する。
平成〇〇年〇月 〇〇学会理事（〇〇年〇月まで）

- ・（3. 著者・論文名）は，主要なものから順に10編を、見出しを付け、次のように記入する。

〔著書〕

「〇〇〇の研究」 〇〇社 〇〇年

〔論文〕

〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇紀要 〇〇年

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇論叢 〇〇年

4. 〔社会貢献活動〕は，主要なもの3ないし5程度，次の例のように記入する。

昭和〇〇年〇月 〇〇審議会委員（〇〇年〇月まで）
平成〇〇年〇月 〇〇審議会会長（現在に至る）

5. 〔受賞学術賞〕については，学術分野における受賞を記入する。

6. 〔賞罰〕

- ・「賞」については、上記の受賞学術賞以外のものを記入する。
- ・「罰」については、刑事罰及びこれまでの所属機関において懲戒処分を受けたことがある場合、記入する。

様式第4（規程第7条3項の同意書）

様式第4（第7条関係）

同 意 書

年 月 日

学長選考会議議長 殿

住所
氏名

印

私は、国立大学法人滋賀大学学長選考規程第7条第1項第 号により学長候補者として推薦され、意向聴取の対象者となることについて、同意し、下記書類を提出します。

記

1. 略歴及び業績等
2. 所信表明書

*この同意書は、本様式により作成し、用紙の規格はA4縦とする。
*本同意書提出後、原則として候補者を辞退することはできない。

様式第5（規程第7条3項の所信表明書）

様式第5（第7条関係）

年 月 日

所 信 表 明 書

氏 名 _____ 印

- * 所信表明書は、本様式により作成し、用紙の規格は、A4縦とする。本様式は、2頁以内で作成すること。
- * 「国立大学法人滋賀大学学長選考基準」を踏まえて記載すること。
- * この所信表明書の内容は、国立大学法人滋賀大学学長選考規程第7条第4項の規定に基づき、投票資格者に公表する。